

令和3年4月23日

発言者	発言要旨
請願 21 号の審査	
青木委員	<p>請願要旨における県の意見のとおり選挙告示前における立候補予定者による討論会は、選挙活動にわたらない限り公職選挙法による特段の制限はないが、討論会への参加義務付けと自由な政治活動の制限の関係や討論会の公平性の確保など慎重に検討する必要があるため継続審査とすべきである。</p>
鈴木副委員長	<p>若い方々の立候補予定者の政策や県政に対する考えを知りたいという思いに答えていくことは重要と考える。ただ、青木委員の発言のように請願要旨における県の意見のとおり様々な課題があり、この思いへの応え方は条例制定だけではないと思うので、継続審査とすべきである。</p>
所管事項に関する質問	
木村委員	<p>県庁舎内の新型コロナ対策や職員の健康管理の状況はどうか。</p>
総務厚生課長	<p>県は新型コロナの感染防止対策を推進する立場にあるため、職員一人ひとりが感染防止対策をより一層徹底し、慎重に行動する必要がある。そのため、各所属長に対して新・生活様式に基づく対策を繰り返して周知・徹底し、職員全員で取り組んでいる。</p> <p>具体的には、マスク着用の徹底、手洗いの励行、多人数で物品を共有することを避ける、換気の徹底などを感染防止対策リーフレットによって職員に啓発している。また、感染リスクが考えられる窓口にはパーテーションを設置するほか給湯室での歯磨きを禁止している。</p>
木村委員	<p>J R 貨物グループの長期ビジョン 2030 では新型コロナの感染拡大もあり新幹線による貨物輸送が検討されているようだ。新型コロナが収まっても乗客はかつての水準までに回復することが難しいといわれており、新たな収益確保策の一つとして貨物輸送があるのではないかと考える。</p> <p>J R 東日本では北海道・東北新幹線を活用して北海道函館市や宮城県石巻市の魚介類を東京に輸送、また、在来線の常磐線を活用して福島県いわき市の魚介類を東京に輸送している。</p> <p>本県でも昨年、さくらんぼやラ・フランスを東京に輸送したが、その成果・反響はどうか。</p>
鉄道機能強化主幹	<p>本県では、新型コロナの影響を受けている農家を支援するため、昨年6月に東北新幹線を活用してさくらんぼを東京に輸送した。当時は、山形駅での積込体制の条件が整わなかったことから仙台駅から東京に輸送した。</p> <p>その後、J R 東日本が東北新幹線を活用して宮城県の海産物を東京へ輸送することを始めたことから、本県はJ R 東日本と協議し山形新幹線を活用して昨年11月にラ・フランスを東京に輸送した。</p> <p>輸送したラ・フランスは、東京駅構内の地産品ショップで販売したほか、銀座で開催した「山形ラ・フランスフェスタ」に参加した飲食店に提供した。</p> <p>このような取組みは山形新幹線のPR、アフターコロナを見据えた本県への誘客促進、地理的表示(GI)を取得した山形ラ・フランスのPRに</p>

発 言 者	発 言 要 旨
木村委員	<p>も繋がることから J R 東日本と連携して情報発信し、県内外のメディアに取り上げられた。</p> <p>J R 九州における新幹線を活用した物流事業への参入検討の動きや 2026 年の山形新幹線の新型車両導入もあり、時機を捉えて本県から J R 東日本に対して山形新幹線を活用した貨物輸送を提言していくべきと考えるがどうか。</p>
鉄道機能強化主幹	<p>新幹線を活用した貨物輸送には速達性、時間に正確な定時性といった強みがあるほか、新幹線の利用拡大、県産品の販路拡大、鮮度の高い食品を輸送するという高付加価値化、本県の P R など新幹線の新たな可能性を広げるものと考えている。</p> <p>現在、山形新幹線の利用は低迷しており、J R 東日本の決算見通しも赤字が見込まれるなど大変厳しい状況にある。このことは県が推進している福島米沢間のトンネル整備の事業化による収支採算性にも影響を与えると考える。投資環境を整えることから山形新幹線の利用回復・拡大は重要な課題であるので、この県産品の輸送を利用回復やアフターコロナにおける新たな需要に結びつくよう引き続き J R 東日本と連携して取り組んでいきたいと考える。</p>
木村委員	<p>新幹線の位置付けは東京と大阪という 2 大都市を結ぶものから首都圏と地方都市を結ぶものになった。山形新幹線のフル規格化を進めるために不可欠な福島米沢間の板谷トンネル整備には収益率を上げていくことが求められる。貨物輸送のように新幹線の活用には無限の可能性があると考えるがどうか。</p>
みらい企画創造部長	<p>県では板谷トンネルの事業化に向けて J R 東日本に話をしている。また、山形駅西口の霞城セントラル内にベンチャーの拠点を設置する産業労働部の動きに呼応して、みらい企画創造部では移住・定住施策の一環で、大学生や地域おこし協力隊などが地域の魅力を発信する拠点として毎週木曜日にオンラインセミナーを開催しており、登録者も 300 人位いる。新型コロナの影響で人が動けない中でも立ち止まることなく本県の魅力を発信していく。</p> <p>また、これまで新幹線を活用して海産物を輸送しているが、本県では最上地域のアユや庄内地域で獲れた海産物があるので、運搬方法などの技術的な課題は多々あるが、様々な可能性を探り本県を P R していきたい。</p>
青木委員	<p>新型コロナ対策や令和 2 年 7 月豪雨災害など県職員の業務量は増えていると感じる。新聞報道では 3 年 2 月時点における月 80 時間以上の時間外勤務をした職員は 279 人（前年同期比 53 人増）であったが、昨年度 1 年間の状況はどうか。</p>
人事課長	<p>知事部局に勤務する職員で令和 2 年度に 1 度でも月 80 時間以上の時間外勤務をした職員は 323 人である。なお、2 年度の職員 1 人当たりの月平均の時間外勤務は 15.3 時間で、元年度と比較すると 0.6 時間増加した。</p>
青木委員	<p>職員の業務量の増加に伴い令和 3 年度は保健師や土木職の職員を増員したようだがその状況はどうか。また、業務量が増加した際に工夫したこと</p>

発 言 者	発 言 要 旨
人事課長	<p>はあるのか。</p> <p>令和2年度は新型コロナ対策、豪雨災害、豚熱、地震発生など、通常業務に加えて緊急的な対応が迫られる案件が数多くあった。そのため、2年度は、部局を超えた応援職員の派遣や兼務発令、年度途中の組織改編や人事異動を行うなど、これまでにない柔軟な取組みを行い、全庁を挙げた協力体制を構築した。</p> <p>3年度は、新型コロナ対策や豪雨災害など新たな行政課題に的確に対応するため、保健師を7人、土木職員を5人増員した。さらに今年度においては、昨日の臨時会で可決いただき新たに新型コロナ対策認証制度を開始することから、年度途中であるが新たな課を設置する。</p> <p>こうしたありとあらゆる手段を講じて職員の負担を軽減し、この難局を乗り越えていきたいと考えている。</p>
青木委員	<p>新型コロナ対策や豪雨災害対応などにより職員の業務量が増加し、精神面に不調をきたした職員がいるのではないかと心配している。令和2年度に精神面の不調で休んでいる職員の状況はどうか。</p>
人事課長	<p>令和2年度における心のケアが必要で長期休暇（30日以上）にある職員は50人である。なお、元年度は53人で若干減少しているが、元年度以前は40人台前後で推移していたため、増加傾向にある。</p>
青木委員	<p>新型コロナ対策をはじめ大変な業務が山積しており、県民に適切な行政サービスを提供するためにも職員のメンタルヘルスケアが求められるが現在の取組状況はどうか。</p>
総務厚生課長	<p>職員が心身ともに健康で働ける職場環境を整備することは極めて重要なことと考えており、職員のこころの健康づくりの指針に基づき、組織的かつ計画的に予防から再発防止まで取り組んでいる。</p> <p>近年は、若年層の職員がメンタル不調を訴えることや職場復帰後に再びメンタル不調に陥る職員が増加傾向にあることから令和2年5月に県ワーク・ライフ・バランス推進本部において職員のこころの健康づくりのための新たな対策を決定した。</p> <p>具体的には、従前の職員自身のセルフケアや上司によるラインケアだけでなく係・担当を横断して職場全体で支えるチームケアを開始した。チームケアの中心的役割を担う各課の総括課長補佐をメンタルヘルス推進員に指定し職場全体の目配りをするようになった。また、外部専門家の協力を得て、実践的な研修を実施するとともに、職員本人や所属に直接アドバイスする仕組みを構築した。</p> <p>さらに、新型コロナ対策などで職員の業務量が増えていることから改めて所属長に対して、職員のこころの健康状態や長時間労働を行う職員の健康管理の重要性を周知している。</p>
青木委員	<p>新型コロナが原因で解雇された方を支援するため、県民などからの寄付を財源とした県新型コロナウイルス感染症対策離職者応援金（5万円給付。申請は1人1回まで）について、申請額が予算額を超える場合は調整の可能性があると聞いた。寄付金を財源にしているためそのような考えになるのだろうが、離職した方を支援するのであれば申請者全員に満額を給付すべきと考える。事業自体は産業労働部であるが、予算・財政を担当する財</p>

発 言 者	発 言 要 旨
財政課長	<p>政課としてどのように認識しているのか。</p> <p>当該事業予算額は 2,225 万円であり、申請者全員に満額の 5 万円を給付する場合 445 人分を確保している。令和 2 年の 10 月から 12 月までに給付したのは 70 人であったことから、これまでの実績を見ると必ずしも申請者数が当初の想定を超えることはないのではないかと考えている。ただ、3 月は非正規労働者の雇用期間満了による離職が増える傾向にあるため、担当課で期間満了が新型コロナに起因したものを確認し、必要な方に給付することになる。</p> <p>新型コロナによって離職した方が 1 日でも早く就労することが重要であり、3 年度当初予算では離職者を正社員で雇用した企業へ奨励金を支給するほか、国の制度ではあるが県社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付（単身者：3 箇月まで 1 月あたり 15 万円を無利子で貸付）の期間が 3 月末から 6 月末に延長された。</p> <p>このような制度を活用してもらうよう担当部局において制度を周知していく。</p>
菊池（大）委員	<p>県は民間事業者に対してテレワークを推奨しているが、県が率先して取り組むべきと考える。テレワーク用の PC の整備状況とその利用状況はどうか。また、テレワークを実施する際のセキュリティ対策はどうか。</p>
やまがた幸せデジタル推進課長	<p>令和 2 年度末までに新たにモバイル PC 600 台を調達した。所属でテレワークをはじめ様々な場面で利用できるよう基本的に全ての所属にモバイル PC を設置するほか、臨時的な利用に供するため、やまがた幸せデジタル推進課及び各総合支庁に貸出用のモバイル PC を設置した。</p> <p>3 年 4 月の利用状況は、モバイル PC を活用したテレワークは約 500 回を超えたほか、県では職場の一人 1 台 PC にはオンライン会議用に Z o o m を導入しているが、相手が異なる会議ツールを導入している場合にモバイル PC を貸し出ししており 100 回以上利用された。</p> <p>セキュリティ対策は、テレワークの場合、モバイル PC から職場の一人 1 台 PC を遠隔操作してメールの送受信や共有ワークスペースで作業することになる。機密性の高い業務のテレワークは控えるよう呼び掛けているが、基本的には職場で勤務する時と同じセキュリティ基準で実施することになる。</p> <p>なお、インターネットを利用する際の仕様が異なり、職場の一人 1 台 PC からインターネットを閲覧する場合は仮想 PC に接続するため、仮にウイルスに感染しても情報の流出は防げるが、モバイル PC には仮想 PC は導入されていない。ただし、仮にモバイル PC がウイルス感染やサイバー攻撃を受けても、他の回線に接続していないため、万が一の事態になってもその影響はモバイル PC のみに留まるようにしている。</p>
菊池（大）委員	<p>在宅勤務を進めることで労働時間の管理や業績評価が難しくなるのではないかとされており、厚生労働省でもテレワーク時のガイドラインを作成していると聞く。テレワークに対応した業績評価を検討してほしい。</p>
菊池（大）委員	<p>市町村や民間と連携してやまがた幸せデジタル化構想を進めていくためにはテレワークなどに対応できるようハード面の整備を進めていく必要があるが、国の地方創生テレワーク交付金への申請とその採択状況はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
ふるさと山形 移住・定住推 進課長	<p>地方におけるサテライトオフィスの開設、テレワークを活用した移住や滞在を進めるための取組みを支援するため、国が令和2年度の第3次補正予算で地方創生テレワーク交付金を創設した。</p> <p>県内では4つの市町村が同交付金を活用した取組みを申請し、そのうち高島町のJR高島駅周辺の廃校を活用した産業振興センターの整備、小国町の酒造店が所有する酒蔵をコワーキングスペースに改装する取組みが採択された。</p>
菊池（大）委 員	<p>村山市は旧県立楯岡高校をコワーキングスペースに改装する計画であったが、一次募集では採択に至らなかった。</p> <p>同交付金の補助率は4分の3であるが、まだ予算額の6割程度の採択枠が空いているようなので、次の募集で多くの申請が採択されるよう一次募集で採択に至らなかった理由の精査など、市町村と連携してほしい。</p>
ふるさと山形 移住・定住推 進課長	<p>現在、村山市が進めている計画は、テレワークやコワーキングスペース、さらにレンタルオフィスの設置に地方創生テレワーク交付金を活用するものである。</p> <p>村山市の申請に対する国からのコメントは、当該施設の目的は明確にしているものの整備後の活用計画の具体性が弱いため再チャレンジしてもらいたいというものであった。今後、追加の募集も想定されることから採択に向けて市町村に協力していく。</p>
菊池（大）委 員	<p>コロナ禍では消費者相談の内容も変わってきていると感じるが現状はどうか。</p>
消費生活・地 域安全課長	<p>令和2年2月から3年4月16日までの間に、県内4つの消費生活センターあてに寄せられた新型コロナに関する消費相談件数は228件である。</p> <p>令和2年度当初は、注文していないマスク、体温計が送られてくる「送り付け商法」やマスクの品薄不安に起因した相談が多かった。その後は、新型コロナに関する寄付金や助成金などについての相談もあった。</p> <p>最近では、インターネットで「注文した商品が届かない」、「お試し購入をしたつもりが定期購入になっていた」などのトラブルが増加傾向にある。また、本県ではまだ確認されてはいないが、全国では新型コロナワクチンの接種に関連した詐欺的事案に関する消費相談が確認されている。</p> <p>県消費生活センターでは、専門の相談員が解決に向けて丁寧な助言するとともに、場合によっては、被害者と業者の間に入りトラブルの解決に向けたあっせんなどを行っている。また、このようなトラブルに巻き込まれないよう、注意喚起・啓発として、毎月、消費生活センターニュースを発行するとともに、県ホームページにも注意喚起情報を掲載している。</p>
菊池（大）委 員	<p>消費生活に関する注意喚起・啓発や自転車の安全で適正な利用促進のためには、消費者や高齢者へ啓発動画を配信する場所が重要になってくる。特に、高齢者への周知・啓発を進めるのであれば、例えば診療所の待合室や自動車教習所を活用してほしい。</p> <p>また、県が新たに開始する新型コロナ対策認証制度と国のまん延防止等重点措置との関係など、事業者や県民が混乱しないように制度や手続きの見える化を進めてほしい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
野川委員	<p>新型コロナの感染拡大で首都圏における企業の5割から6割がテレワークを実施したが、現在は2割程度に低下している。本県でもやまがた幸せデジタル化構想を進めていくうえで民間事業者のテレワークを促進していく立場にあると思うが、ものづくり企業が多い本県でテレワークは進んでいくものなのか。本県の民間事業者におけるテレワークの実施状況はどうか。</p>
やまがた幸せデジタル推進課長	<p>県内の産業界や個別企業毎のテレワークの実施状況は把握していないが、県としては民間事業者においてデジタル化を推進する人材を育成するためのセミナーに取り組んでいきたいと考えている。</p>
野川委員	<p>本県でもN501Yの感染事例が確認されており、今後感染者が拡大する場合には人の流れに制限をかけなければならない場合もあるかと思う。そういったことを考えると、横の連携を密にして事前にどの程度取り組めるのかを把握してほしい。</p>
野川委員	<p>他県の企業に勤務する人が県内でテレワークを行っている状況の把握はしているのか。</p>
やまがた幸せデジタル推進課長	<p>正確な情報は持ち合わせていない。</p>
野川委員	<p>今後、ワーケーションも重要な要素であるので調査してほしい。</p>
野川委員	<p>やまがた幸せデジタル化構想の中間報告ではオンライン会議の推進が掲げられているが、市町村でも進んでいるのか。</p>
やまがた幸せデジタル推進課長	<p>環境整備ということで申し上げますと、当課において、昨年度、市町村に対してZ o o mの導入を呼びかけ、オンライン会議が出来るようにした。</p>
みらい企画創造部長	<p>やまがた幸せデジタル化構想の中間報告を取りまとめて以降、全市町村のIT担当者が参加する幸せデジタル道場を5回開催し、県に先行して取り組む市町村の事例の横展開を図ってきた。その成果と言えるかは分からないが、多くの市町村でDX推進室などが設置されたり、キャッシュレスに向けた取り組みが進み始めたと認識している。</p> <p>セキュリティ対策を懸念してテレワークに二の足を踏む市町村や民間事業者もいると聞く。そういった場合は機密性の低い業務やテレワークがしやすい業種から始めること、先に質問のあったものづくり企業についても会計・経理部門もあるので、直ちに取り組める部分と時間をかけて整理する部分に分けて取り組みを進めていきたいと考える。</p>
野川委員	<p>判子文化は日本特有のものであるが、最近、押印制度の見直しが進んでいる。県の状況はどうか。</p>
行政改革課長	<p>令和2年度に調査した結果、押印が必要な県の手続きは2,836件あった。規則で押印を求めている手続きは約4割(約1,200件)、要領・要綱等で押</p>

発 言 者	発 言 要 旨
野川委員	<p>印を求めている手続きは約6割（約1,600件）であった。また、押印を廃止することが可能な手続きは約9割（約2,600件）であった。</p> <p>国会では菅総理の目玉事業ともいえるデジタル改革関連法案が審議されている。この法案は約60の法律の改正案を束ねるもので霞が関の常識を超えるスピードで審議しており目を見張るものがあるが、様々な弊害が指摘されている。</p> <p>この法案が成立すると都道府県や市町村の個人情報保護条例を一度白紙にするものと言われており、その場合、審議会等を開催して新たな条例を制定しなければならないと思われるがその認識はどうか。</p>
学事文書課長	<p>国会では、地方公共団体における個人情報の定義の一元化や収集した個人情報が特定されないよう匿名性を高めた情報に加工して提供する制度の導入などを盛り込んだ改正個人情報保護法案が審議されている。当該法案が成立した場合、各自治体の個人情報保護条例の共通化が求められると考えるが、現在国が法律の的確な運用のためのガイドラインを検討していると聞いている。その内容を踏まえるとともに、今般の改正案が多方面に影響を及ぼすものであるため、慎重に検討を進めていきたいと考える。</p>
野川委員	<p>本県の個人情報保護条例はLGBTQ（性的少数者）といったセンシティブな情報に対して強い保護がかけられていると聞くが、改正個人情報保護法が成立した場合どのように変わるのか。</p>
学事文書課長	<p>現行の個人情報保護条例ではセンシティブな情報の保護やその収集には強い保護がかけられている。今般の改正法案の成立によって、保護がどの程度となるのか、また、その範囲が広がるかなどが決まると思われるので、その状況を見て対応していく。</p>
野川委員	<p>本県の個人情報保護条例を改正する場合、審議会の意見を聴くことになるのか。</p>
学事文書課長	<p>本県には個人情報保護運営審議会と情報公開・個人情報保護審査会がある。国がガイドラインを示した段階でどのような手続きを進めるべきかが明らかになると考える。</p>
鈴木副委員長	<p>県と市町村連携を更に進めるために平成28年度から総合支庁に連携支援室を設置したが、設置の狙いは何か。また、連携支援室は機能しているのか。</p>
行政改革課長	<p>平成13年度に設置した総合支庁はこれまでも総合力、専門性を発揮するための組織体制や本庁部局との役割分担などの視点から随時検証し見直しを行ってきた。平成28年度に地域の実情にあった地域振興機能から市町村支援の重点化を進めるため連携支援室を設置した。総合支庁には連携支援室が中心となって部局横断型の連携サポートチームを形成し、市町村や地域が抱える課題の解決に取り組んでいる。</p> <p>具体的には、農林、土木職員の確保が難しい市町村に対して専門的・技術的支援、雪対策や離島対策など地域特有の課題の解決に向けて連携するほか、市町村同士の連携を調整している。新型コロナ対応などの新たな行</p>

発 言 者	発 言 要 旨
鈴木副委員長	<p>政課題も増えている。</p> <p>令和2年度末に策定した行財政改革推進プランでは、これまでの取組みの検証を行うとともに、地域を取り巻く様々な行政課題や情勢の変化を踏まえ見直していくこととしている。</p> <p>地域の重要課題を解決するためには、県と市町村がコミュニケーションを密にして、解決に向けた工程を具体的に示して連携していくことが重要ではないかと考える。一方、現状は市町村から県への働きかけ、また、県から市町村への働きかけが足りないのではないかと感じている。そのため、地域の重要課題を明確化するとともに、取り組む課題を絞ることも考えられるのではないかと。</p>
行政改革課長	<p>総合支庁の使命は市町村支援、地域振興である。例示をあげると県全域の課題であるが特に北村山地域では雪対策、庄内地域では庄内空港の利用回復や離島振興など、地域の大きな課題を意識して取り組んでいる。</p> <p>総合支庁の見直しにおいては、そのような地域が抱える課題に着目するとともに市町村の意見を聴くなど、効果的な市町村連携が進められるよう検証していく。</p>